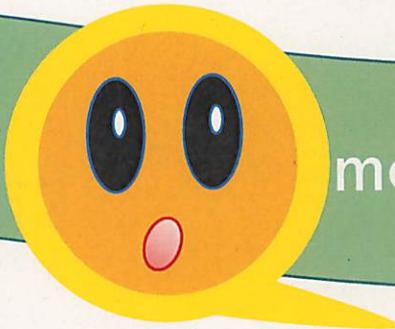


Q mac通信No.47  
令和6年6月10日 発行

## 毎月9日は macの日



Qま君

高裁民事部Q mac P T 発行

「高裁民事部Q mac P Tでは、毎月9日を「Q macの日」として、裁判事務において注意すべき事項を1つ取り上げてみなさんに紹介しています。是非、ご活用ください。」

家事事件における執行力ある債務名義交付の原本付記に関する注意点として、  
次のような事項が掲載されています。

留意事項（集約版）（令和6年3月版）8-(3)①

### 【留意事項】

金銭の支払、物の引渡しその他の給付を命ずる審判書正本、又は別表第二に掲げる事項の合意が記載された調停調書正本を債権者に交付した場合は、執行力ある債務名義を交付したことになるため、執行文付与に準じて原本にその旨を付記する（家事事件手続法75条、268条1項、民事執行規則18条2項、昭和37年1月29日付け訟廷部長、家庭局長通知参照）。

付記には交付を行った書記官が押印するのが通例である（「執行文に関する書記官事務の研究（上巻）」277頁参照）。事件記録等保存規程に基づく付記とは目的を異にし、付記の主体や付記すべき時期も異なるので、兼用するのではなく別個に付記を行うことが望ましい。